

死亡届記載事項証明書の交付について

（ご案内）

死亡届記載事項証明書（市長に提出された死亡診断書の写しを証明したもの）は、法令により証明書の添付が義務付けられている場合のみ発行いたします。

<p>証明書を発行 できる場合</p>	<p>1 遺族年金の受給等のため、年金事務所又は共済組合、市区町村の国民年金の係に提出する場合。</p> <p>2 郵便局の簡易保険（学資保険を含む）の死亡保険金*を受けとるため、郵便局に提出する場合。 ※郵政民営化前の契約で、保険金額が100万円を超えるもの</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>注1) 上記以外の目的の為請求する場合は、事前にご相談ください。 （例）裁判所等、官公庁から提出が求められている場合。 注2) 証明書は必要な分1通のみで、余分には発行できません。</p>
<p>証明書を発行 できない場合</p>	<p>生命保険会社の死亡保険金を受けとるため、生命保険会社に死亡診断書の写しを提出する場合。</p> <p>その場合には、担当医師から証明を受けるなどしてください。</p>
<p>請 求 者</p>	<p>遺族年金や保険金を受けとる方（死亡届の届出人やその家族）</p>
<p>用意するもの</p>	<p>印鑑（スタンプ印は不可）、保険・年金等の証書、 身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証等）、 手数料350円</p>
<p>申 請 書</p>	<p>市民課にある戸籍謄本等の請求書の用紙に申請者の住所、氏名、証明の提出先を記入してください。</p>
<p>問 合 せ 先</p>	<p>日高市役所 市民生活部 市民課 042-989-2111（代表）</p>
<p>死亡届の保存 期間及び場所</p>	<p>1 死亡者の本籍が日高市にある場合、届出日の翌月の20日頃まで市役所（市民課）で保存します。</p> <p>2 死亡者の本籍が日高市にない場合、届出日の翌年の12月31日まで市役所（市民課）で保存します。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>注) 本籍が日高市にある場合、翌月の20日頃以降はさいたま地方 法務局所沢支局で保存します。 その場合には、必ず電話にて確認してください。 さいたま地方法務局 所沢支局 04-2992-2677（代表）</p>

※ 平成19年10月1日発足の「株式会社かんぽ生命保険」の保険金請求は、この証明書は該当しませんのでご注意ください。